

令和2年4月27日

牛久市立小中学校及び
義務教育学校保護者の皆さま

牛久市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策について（第10報）
（小中学校・義務教育学校の臨時休業の延長について）

児童生徒の保護者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症対策での市内小中学校及び義務教育学校の対応にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

4月24日、茨城県から県立高等学校等の臨時休業を5月31日まで延長することが発表され、市町村立学校については、同様に臨時休業とするよう要請がありました。

これを受けて、本日、「市長・教育長メッセージ」が発せられ、市内小中学校及び義務教育学校の臨時休業の措置も5月31日まで延長することといたしました。

臨時休業期間が長期に渡ることで、児童生徒の家庭での生活状況を直接本人に会って確認することが必要な場面も出てまいりました。

このことから、本日、臨時校長会が開かれ市教育委員会と協議し、臨時休業期間中の児童生徒の健康管理や学習保障について下記のとおり対応していくことが決定されました。

保護者の皆さまには、新型コロナウイルス感染症対策のため大変なご負担をお掛けいたしておりますが、感染拡大防止のための国全体としての緊急事態対応であることをご理解のうえ引き続きご協力のほどお願いいたします。

記

【小中学校・義務教育学校の対応】

児童生徒の心身の健康状態の確認や学習の保障のため、小学校では5月11日から週1回程度の家庭訪問を、中学校では週1回程度、分散で課題確認日を設ける予定であります。

また、上記の対応等に不安のあるご家庭や学習環境等で不安を感じるご家庭の皆様におかれましては、個別に相談に応じさせていただきます。

詳細につきましては、各学校のホームページやかっぱメールで配信いたしますので、ご確認をお願いいたします。

【その他】

(学校での児童の預かりについて)

- ・臨時休業期間の延長に伴い学校でのお預かり・児童クラブでのお預かりを延長します。しかし、学校でのお預かりや児童クラブでの安全な生活にも限界があります。利用する児童が少ないことが最大のリスク回避になります。感染リスク回避のためご家庭等での生活が可能な場合には、なるべく家で過ごさようをお願いいたします。

なお、既に利用している児童の利用となりますので、新たな申し込みは必要ありません。学校での児童の預かりについては、別途通知いたします。

(就学援助制度について)

- ・就学援助制度の申込期限を6月12日(金)に再度変更します。これに伴い審査後の支払いの予定も若干遅くなりますが、ご了承願います。

牛久市教育委員会からお願い

学校での感染症発生防止には保護者のみなさま一人一人の日常の行動が大きく影響いたします。
茨城県から発信された要請に従い、不要不急の外出をお控えいただきますようお願いいたします。

今後、状況が変わるたびに市教育委員会としての対応をお知らせしてまいります。

- ① 感染拡大防止の目的のため「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の「3つの密」が重ならないようにしてください。
- ② マスク、手洗い、うがいなど感染拡大防止のための行動を行ってください。
- ③ 万が一、児童生徒やご家族に新型コロナウイルスの発症が判明した場合は、学校へご一報ください。
- ④ 次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。
 - ◆ 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
 - ◆ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
 - ◆ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が 2 日程続く場合

※センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

帰国者・接触者相談センター（県庁相談窓口 ☎029-301-3200、竜ヶ崎保健所 ☎0297 - 62 - 2161）、厚生労働省窓口 ☎0120-565653 に相談してください。